

条件不利地域の農業施策の充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 25 年 12 月 4 日

提出者

浅野俊雄	細田重雄	佐々木雄三
福田正明	森山健一	洲浜繁達
原成充	五百川純寿	岡本昭二
三島治	絲原徳康	福間賢造
小沢秀多	大屋俊弘	中村芳信
田中八洲男	和田章一郎	園山繁子
白石恵子	藤間恵一	角智子
中島謙二	池田一	須山隆
珍部芳裕	平谷昭	吉田政司
石原真一	山根成二	足立昭二
生越俊一	嘉本祐一	岩田浩岳

(別紙)

条件不利地域の農業施策の充実を求める意見書

安倍総理を本部長とする政府の「農林水産業・地域の活力創造本部」は、この10月に「農地中間管理機構」の制度創設、11月に米の生産調整の見直しをはじめとする「攻めの農林水産業のための農政の改革方向」を決定した。

米の生産調整の政府案では、国が需給見通しを策定するとはいえ、生産調整の廃止により米の需給バランスが崩れた場合には、米価が大きく下落することも予想され、水田農業が中心である地域の農家経営や農村地域に与える影響、とりわけ、島根県の大宗を占める中山間地域等の条件不利地域に与える影響は極めて大きい。

今後、制度の詳細を検討するにあたり、各地の農業・農村の実態を十分踏まえた制度設計をすることにより、改革後においても、条件不利地域の農家所得やコミュニティの形成など地域社会への影響をできるだけ抑えることが肝要である。

また、このたびの農政改革は、国の再興戦略の一環として、大きく農政を改革しようとするものであり、国の責任として、国の全面的な財政負担が必要である。

については、下記事項について要請する。

記

1. 米の生産調整の廃止については、生産現場に大きな不安を与える結果となったが、国は、法律により、我が国の主食である米の需給と価格の安定を図るとされていることから、引き続いてその対応に責任をもって取り組むこと。
2. 新たな経営所得安定対策の制度設計にあたっては、米の直接支払い交付金及び米価変動補填交付金が廃止される影響に鑑み、水田フル活用直接支払い交付金や産地交付金（仮称）の充実のみならず、畑作物の直接支払い交付金、米・畑作物の収入減少緩和対策等についても、条件不利地域の農業者が安定的な営農を続けていけるよう、柔軟な制度構築を行うこと。
3. 新たに導入される日本型直接支払いについては、地域の事務負担が軽減される制度設計の検討と、国の全面的な財政負担とすること。
4. 農地中間管理機構に係る制度設計については、中間保有農地の滞留を防ぎ円滑に担い手に農地を貸し付けるため、対象の農地の設定等については、中山間地域など条件不利地域の実情に十分に配慮した設計がなされること。

同時に、担い手対策、土地改良事業等の関連制度との密接な連携に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

農林水産大臣

経済産業大臣

【平成25年12月13日原案可決】